

第4回
青森県原子力防災対策検討委員会議事録

平成24年2月14日（火）

青森県環境生活部原子力安全対策課

第4回青森県原子力防災対策検討委員会

平成24年2月14日（火）

13時00分から

青森国際ホテル2階 春秋の間

出席者 青森県原子力防災対策検討委員会

片桐委員長、久松副委員長、田村委員、浅利委員、恒吉委員、床次委員
事務局

名古屋環境生活部長、八戸環境生活部次長、工藤原子力安全対策課長、石井原子力安全対策課総括副参事他

議題（1）避難計画作成要領（案）について

（2）青森県原子力防災対策検討委員会－とりまとめ－「地域防災計画（原子力編）に反映させるべき事項」（案）について

（3）その他

配付資料

資料1 「避難計画作成要領」案

資料2 青森県原子力防災対策検討委員会－とりまとめ－「地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項」（案）

資料3 青森県原子力発電所の原子力災害時における避難のあり方検討プロジェクトチーム－最終とりまとめ－

参考1 第3回検討委員会における主な意見等

参考2 第3回青森県原子力防災対策検討委員会議事録

午後 1時00分開会

○司会 定刻となりましたので、ただいまから第4回青森県原子力防災対策検討委員会を開会いたします。当委員会は公開となっております。ご発言の内容は、議事録として残すこととしておりますので、よろしくお願いいたします。開会にあたりまして、名古屋青森県環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

○環境生活部長 委員の皆様にはご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。国においては現在、原子力災害対策特別措置法の改正を含む原子力組織制度改革法案の審議が国会で行われているところでございますが、4月に予定する原子力規制庁の発足にあわせて防災基本計画及び防災指針などの改定を行う予定としており、県をはじめ関係自治体は法律の改正施行後半年程度の期間内で地域防災計画（原子力編）の修正を求められているところでございます。

県では、地域防災計画（原子力編）の修正にあたりましては、国の防災基本計画、防災指針などの改定を踏まえるとともに、当検討委員会においてご提言いただいた事項についてとりまとめ、地域防災計画に反映させていきたいと考えてございます。

本日は、当検討委員会のとりまとめとしての地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項（案）、県から関係市町村へ提示したいと考えております避難計画作成要領（案）についてご説明することとしてございます。委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 本日は、委員8名のうち6名の委員の方にご出席をいただいております。なお、県からは名古屋環境生活部長、八戸環境生活部次長、工藤原子力安全対策課長が出席しております。

議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。資料はお手元に配布させていただいておりますので、順を追ってご確認をお願いします。配布資料といたしましては、議事次第、出席者名簿、席図、委員名簿、当委員会の設置要綱の他に資料番号1「避難計画作成要領（案）」、資料番号2「青森県原子力防災検討委員会とりまとめ地域防災計画（原子力編）」に反映させるべき事項（案）」、資料番号3としましては「青森県原子力発電所の原子力災害時における避難のあり方検討プロジェクトチーム最終とりまとめ」、参考の1としまして「第3回検討委員会における主な意見等」、参考の2としまして「第3回青森県原子力防災対策検討委員会議事録」となっております。資料に不足などございましたら事務局へお申し出いただけ

ればと思います。

それではここからの議事進行は片桐委員長にお願いしたいと思います。片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○片桐委員長 よろしくお願いいたします。検討委員会スケジュールでは、今回を含めまして残り2回ということですので、これまで議論をさせていただいているような住民避難、特に広域にわたる避難の検討項目だけではなくて、地域防災計画として住民の安全を守るために自治体としてやるべきことをきちんと計画の中に盛り込んでおく、そういう観点から今まで議論をさせていただいているというふうに思っております。ただ、優先順位をつけて検討していたということもございますので、内容によっては十分に検討が進んでいない部分もあろうかと思っております。今日はそういうことも含めまして、残り2回で最終的にまとめるということを経務局のほうで整理いただいているかというふうに思っておりますので、現時点での整理の案をご紹介いただいて、それを踏まえて委員の先生方からご意見をいただく、さらには項目としては県の枠中だけで対応できない部分については国にも要望していくということもあろうかと思っておりますので、そういう観点からもいろいろとご意見をいただければというふうに思っております。

また、避難のあり方検討プロジェクトチームについては最終のとりまとめをしていただいたということですので、それをご紹介いただいて、そこには基本的には付加する部分はほとんどないと思っておりますけれど、ご紹介いただいた後に少し意見交換をさせていただければと思っております。

それでは最初の議題であります避難計画作成要領（案）について、事務局のほうからご紹介をいただけますでしょうか。

○事務局 資料1について説明をしたいと思っております。座って説明させていただきます。

先に避難実施要領作成（案）につきまして、議事に先立ちましてはじめに資料3、前回の説明いたしました原子力発電所の原子力災害時における避難のあり方検討プロジェクトチームがとりまとめました最終とりまとめが先月の30日に了承されましたので、その内容について簡単ではございますけれどもご報告いたしたいと思っております。

当該プロジェクトチームは、下北地域の沿岸部の地形をはじめとした地域の特性等を踏まえまして、避難経路や避難方法等を中心に検討を行ったものでございます。その検討を重ねた結果といたしまして、13ページにありますように、陸路による避難が基本となるというふうなことでございます。その他、15ページから18ページに陸路による避難を基本としつつも、避難が困難な場合については、空路や海路による避難についても考慮するというふうなことで、航空

自衛隊所有のヘリコプターの輸送能力であるとか、海上自衛隊の護衛艦の輸送能力、それから民間事業者所有の船舶の輸送能力等について記載してございます。

今後の方向性といたしましては、21ページ以下でございませうけれども、市町村間における避難計画の作成に向けた取り組みといたしまして、この後委員会のほうにご説明いたしませう避難計画作成要領による避難計画の作成、それから市町村間の調整に言及してございませう。また、前回の委員会でのご発言を受けまして、避難計画作成にあたりましては、避難経路上に経由地点を設けることについても検討することについて言及してございませう。

23ページ以降につきましては、避難経路の確保に向けた取り組みといたしまして、新たな避難経路となる道路の整備のために必要な調査の実施、計画的整備を進めることとしてございませう。このような内容につきまして、最終とりまとめについてまとめられ承されたものでございませう。

簡単ではございませうけれども、資料3につきましてはこのような形で報告させていただきたいと思ひます。

続きまして資料番号1の避難計画作成要領（案）についてご説明いたしたいと思ひます。この避難計画作成要領は、前回の委員会でご説明いたしまして、また、そのご意見等を踏まえまして加筆修正したものに今回新たに避難計画の様式であるとか、避難計画の記載例を提示してございませう。加筆等した部分については、下線を引いてわかりやすい形に示してございませう。加筆等があった部分を中心にご説明したいと思ひます。

はじめに、避難計画の作成は、当該避難計画作成要領に基づいて予め避難単位ごとに作成することが望ましいとしてございませう。これは、避難単位ごとの避難計画を作成することによりまして具体的な避難、きめ細やかな対応に配慮することにつながるという考えのもとに記載してございませう。

次に2ページ目に4番として、経由地点の検討について検討する旨記載してございませう。これは前回の意見を踏まえまして、輸送手段に限られる場合などに効率的な避難に向けた検討の中で、経由地点の活用の視点を取り入れるという趣旨で記載してございませう。

次に3ページの5番のところには避難誘導中のモニタリングについて検討する旨記載してございませう。これにつきましても、前回ございました意見を踏まえまして記載した事項であります。避難誘導中のモニタリングにつきましては、今後県も含め検討をする必要があるという趣旨で記載してございませう。

次に6番目として市町村の現状把握について記載してございませう。これは、市町村が避難計画を作成するにあたり必要と思われる基礎的なデータの一例として記載してございませう。輸送力のデータなどについては、県も指定地方公共機関等から情報収集をいたしまして提供すること

としておりますけれども、市町村自らの地域のデータについては、作成に向けて収集整理する必要があるという趣旨で記載してございます。

次に7番目といたしまして、避難計画の周知・啓発について記載してございます。これは前回いただいた意見を踏まえまして、市町村は避難計画の作成で終わりではなくて、作成した避難計画をいかに実効性あるものにするためには、周知並びに避難計画に基づく行動が伴うことが必要であり、そのためには日頃からの取り組みが必要であるという趣旨で記載してございます。

次の5ページ目の避難計画作成要領に定める事項及び留意点ということで、14番目に誘導に際しての留意事項（職員用）というふうなことで、避難誘導を行う職員の心構え、それから避難誘導時のモニタリングの検討結果を踏まえまして、モニタリングの実施体制について留意するというふうなことで記載してございます。

これら留意点を踏まえまして6ページ以降、避難計画の様式を示してございます。この避難計画の様式は、絶対なものではなくて、この様式を参考に各市町村が作成することが大事でありまして、過不足な部分については随時修正していただきたいというふうに考えております。避難計画は、予め避難単位ごとに作成することとしておりますので、予め収集整理する市町村の基礎的なデータ、県が調整することとしています避難先の市町村等については、避難計画に記載していくことが可能な事項であり、その時点でないとわからない例えば避難指示の内容であるとか、2番目の事故の概要であるとか、そういったことについてはいつでも書き込める状態にしておくことが大事であるというふうに考えております。また、一度に市町村の全避難単位ごとの避難計画を作成することは難しいというふうに思われますので、最初にその市町村の代表的な地区について作成するとか、或いはPAZ内の区域について作成するとかといった工夫も必要なのではないかというふうに考えており、できるところから作成することが重要であるというふうに考えております。

その他避難計画の他に9ページ目に附属書類として、最後のところに避難単位ごとの避難施設一覧、電話番号一覧、伝達先一覧というふうに書かれております。避難単位ごとの避難施設一覧につきましては、避難先市町村が決まると市町村においては避難単位ごとの避難先市町村の避難施設を割り振ることとしておりますので、一応作るということにしております。

10ページ以降の避難計画の記載例につきましては、市町村が避難計画作成にあたりイメージしやすいように記載例を載せており、また、その記載内容の基本的な考え方を示しております。避難計画作成要領の説明につきましては以上でございます。

○片桐委員長 ありがとうございました。ただいまプロジェクトチームの最終とりまとめの

報告書とあわせて避難計画作成要領（案）についてご紹介をいただいたわけですが、特に避難計画作成要領につきましては、前回までのこの委員会での意見を踏まえて、修正があった点を中心にご紹介をいただきました。改めて先生方がコメントした部分が十分に反映されているか、もしくは全体を通してこれをもって市町村に周知するにあたって抜けがないか等についてご意見をいただければと思います。どなたかご質問等があればよろしくお願いたします。

○浅利委員 2点ほどあるのですが、まず1つは、この中でP P Aプルームが通過したときの話に関して一切触れていなくて、P A ZとU P Zはしっかり国のほうで決められまして、P P Aについても国のほうが言葉を出していて、まだ詳細については決まっていないと思うのですが、P P Aの概念くらいは入れたほうがいいのではないかという気がいたしております。今後もし具体的なことが国のほうで決まってきた時に、いきなりポンと出てくるよりは、そういう概念も今あるんだということを書くだけでもいいのではないかと思います。

それから2ページ目の2複合災害時を想定した対応というところで、2行目に県及び市町村は、地震・津波対策のためオフサイトセンターに活動要員を派遣することが困難になることが想定されるというのですが、困難になることが想定されると同時にこれはオフサイトセンターの機能がある程度低下することが予想されるという面があると思うので、人間だけの問題ではないと思うんですね。そういう面というのは入れておいたほうがいいのではないかなという気がするのと、その後で、オフサイトセンター及び原子力災害対策本部間の連絡が確保できる体制を維持することが重要とあるのですが、この文章でいうと、原子力災害対策本部というのは県の原子力災害対策本部を言っているのか、内閣府に設置される国のところなのかよくわからなくて、その前の文章では県及び市町村はというふうに書いてありますので、県のことかなとも思いますが、オフサイトセンターはやはり国の原子力災害対策本部との連絡というのも重要ですし、県の原子力災害対策本部とも重要だと思いますので、各々とか各対策本部とか、何かちょっと入れたほうがわかりやすいかなと思いました。以上です。

○片桐委員長 今の浅利委員のご発言は、今現在安全委員会のほうで検討されている防護対策の範囲として、P A Z、U P Zが先行していますけど、P P Aについても議論の対象にはなっているという状況を踏まえたら、今現在すぐ決められるものではないけれど、先々を踏まえたらこういう要領の中にもそういうことが抜けがないんだよということを示しておいたほうがいだろうというご意見だったと思います。

2点めはオフサイトセンターとの関係で、オフサイトセンターが実態としては複合災害という特殊な災害であるにせよ、機能が低下している時に実際に災害対応ができないような状況が

生まれるようであれば、それはそれでそういうことも含めて危機管理の観点から考えておかななくてはならないだろうという趣旨であろうと思いますので、今ご意見に対して事務局がどう捉えるかをご発言いただければと思います。

○事務局 1点めのPPAにつきましては、まだちゃんとは方針は決まってはおりませんが、今、委員のほうから指摘がありましたことにつきましては、概念として記載していきたいというふうに考えております。

それから複合災害を想定した対応、オフサイトセンターの機能低下についても、もちろんそのようなことが想定されるわけですので、そこについても意向を踏まえまして書きたいと思います。

指摘のありましたオフサイトセンター及び原子力災害対策本部間の原子力災害対策本部は何かというと、これは先生のおっしゃるとおり県の原子力災害対策本部を想定しての表現でありまして、その部分がちょっと説明不足であったということですので、その部分はわかりやすいような形で修正したいと思っております。

○片桐委員長 他に何かご意見ございますでしょうか。

○田村委員 私のほうは危機管理の面からということで、この様式のことをちょっと申し上げようかなというふうに思うのですが、まず、とてつもなく見にくいというのが1つあるかと思えます。なぜかということ、まず基本的に記載方法のあり方なのですが、例を後半に書かれているんですけど、例で1つ作ってしまったほうが見やすいですね。チャンクに切れていても、こうやって、こうやって見なければいけませんので、1つ例を作って、ダーッと流して、その後ろにきっと内容についての説明事項があるとよろしいかなというふうに思います。という記載のこともさることながら、たぶん一番問題なのが、意思決定の順番というのがどういうふうな順序で進んでいくかがこれではよくわからないというふうに思うんですね。先ほどのご説明の中にありました事前に決めておくことというのは何か、例えばどこかに色塗りしてあってわかりやすくそこは事前に決めておきなさいというふうになっているのかということ、そうもわからず、読まないといけないということ、それから、いざとなった時に何が開始要件になって、何を終了要件とするのかというトリガーと最後の部分がないので、どういうふうに意思決定をしていいかたぶんおわかりにならないかなというふうに思います。それと法律などで決められている制約条件ですね、それはわかりやすく示してあげる必要があるでしょうし、それはいざとなれば変わらないのであれば、もう明記して、例えば印刷してあって、動けないくらいで

もいいのかもかもしれません。逆に言うと、裁量の範囲はどこなのかという、気象だとか、いわゆる放射能の流れだとか、そういったもので例えば避難先とかを変えなければいけないのであれば、そのところをどういうふうに組み合わせて意思決定をするのかというところについて、やはり何かしらお示しがないと難しいのかなと思います。なので、まとめますと、避難計画として事前に定めておくべきところはそれとして書き、いざとなった時にはこういうことを配慮しながら避難を始めましょうとか、じゃあ事前に決めておいた避難所でいいんでしょうかというような、たぶん時系列で、フローチャートみたいなものがあって、その中で決められた中で計画を作って、事前にできたものと、直後に意思決定したもので今回の発災した後の計画が出来上がりというような体にして差し上げないと、すごく書きづらいのかなというふうに思います。すごくいいと思うのが、この3ページのところに必要なリストと入れていただきましたよね。住宅地図があるよとか避難先がある、ただ、こういうものを実際にどう活用して、どういふふうに地図を例えば色塗りして、こういうふうに丸にしましょうとかというふうなのを少し頑張って示してあげると、きっと市町村のほうでもおざなりではなくて、本物の避難計画ができ、住民にお示しすると、これはどうなっているんだろうかというようなお問い合わせみたいなのもしやすくなるのではないかというふうに思うところです。

○片桐委員長 ありがとうございます。厳しいご意見だったと思うのですが、事務局としてどう対応していったらいいか、ご発言いただけますでしょうか。

○事務局 今の先生からのご発言を踏まえまして、もう一度見直ししまして、様式につきましては改めてお示ししたいというふうに考えております。

○片桐委員長 私が今ご意見を伺っていて感じたことは、この作成要領の中に盛り込むべきことと、なおかつ今現在、県もこういうふうに地域防災計画修正に向けて検討しているわけですが、市町村も作らなくちゃいけないんですね。先ほどの意思決定の部分については、おそらくその本来の形としてはそれぞれの本部の活動としてどういうステップでやるかというのは決められますので、そこに流れとして出てくるのだと思います。むしろここは、今までである狭い範囲での避難ということで考えられていたものが、むしろ市町村を越えてというような広域化が求められて、今まで目に入っていなかった部分も改めて着目して整理しなくてはなりませんねということで、県で今後、音頭をとってやられるかなというふうに思いますので、どこまで盛り込むかは事務局のほうでご検討いただけるのかなと私自身は思いますので、最終的にご指摘があったことについては、今後の県からの市町村への指導とか、そういう部分で抜け

がないようにしていただくことが必要かなというふうに考えます。よろしいでしょうか。

○田村委員 どこまでを標準化して、どこまでを市町村の裁量に任せるかということも整理していただくとよいのかな。すごくこれがよくできているので、なんかこのままではすごくもったいないというふうに思って申し上げました。たぶん工夫されればそんなにお時間かけずにできるのではないかなというふうに思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

○事務局 委員ご指摘のとおり、確かにフローチャートみたいな形で、予め決まっているようなことは予め記載しておくような形、それからどういう順番で何が決まっていくのかということに従ってそれを足していくような形というように、記載のフローチャートみたいなものは確かにあったほうがいいのかなと思いますので、それを中心といたしまして最初ありました記載の仕方もあるのですが、意見を踏まえてもう一度検討したいと思います。ただ、基本的にはこういうふうな形で進めていきたいなどは思っておりますけれども。あとはもう少し説明を詳細にできるところは詳細にという形で進めていきたいと思います。

○片桐委員長 久松委員、どうぞ。

○久松委員 私のなかで、もやもやしていたことは、今、田村委員のほうからすっきりとまとめていただきましたので、要点はこんな感じでしたが、要は、マル8番の避難経路に、避難計画作成要領であるにもかかわらず、避難誘導の開始時間を書きなさいと書いてあるんですよ。ちょっと文書の中身としては、つたないと思います。

同じようなことが、5ページのマル11番の残留者への対応のところに、確認開始時間を書きなさいとなっていて、書く覧がありますが、少し考えていただければいいと思います。

もう一点は、マル9番の避難誘導方法のところに、帰宅困難者、旅行者への対応についての「も」はいらないと思います。

環境放射能の専門家としては、3ページの5番にあります避難誘導中のモニタリングというところで、きちんと、モニタリングをしてくださいとあり、モニタリングにあたる職員等の配置などを含めまして、教育・訓練も書いていただいておりますのは、よろしかったと思います。

○片桐委員長 ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。

私から1点、この要領書に記述するかどうかは別なのですが、実際に災害対応としてやはり住民が避難をしなくちゃいけないという環境になる。実際、今回の福島に対応の時に、住民に

対してどういう情報提供がどういう形でなされたかというのは第2回の委員会でも報告があったかと思うのですが、実質的にはほとんど、例えば防災無線であるとか、そういうもので型どおりのことはやってはいるのですが、実際に個人レベルでどこまで情報が伝わったかという点、やはり決めごとが十分に整理されていなかったこともあり、今回かなり混乱していたこともあって、必ずしも十分ではなかった。そういう意味では私は住民に対する情報がきちんと行き届くまで、それをマニュアルレベルで、市町村にはぜひ作っておいていただければなというふうにいつも思っておりますので、要領書に書く、書かないは別として、今後市町村といろんな議論をされる時に、マニュアルレベルではここはちゃんと抜けなくやっておいてくださいということは、ぜひお伝えいただければなというふうに思っております。私の意見ということで、今後の対応にいかしていただければと思います。

他に何かございますでしょうか。浅利委員。

○浅利委員 ちょっと今見ていて思ったのですが、E P Zとか概念が変わってU P Zが出てきて、一つはヨウ素剤の服用ということの意味合いが出てきているんですけども、この中で例えば避難する時に、ヨウ素剤を飲むという指令が出た後に避難する場合なんかだったら、例えばヨウ素剤を服用しているのかとか、手元にあるのかないのか、例えばなければさらに準備をしなければいけないので、それは迅速に手配をしないとなかなか手に入らないかもしれませんので、そういうようなヨウ素剤についてのチェック項目くらいは一つ設けていただくとヨウ素剤についての不備が減るのではないかという気がいたします。

それからもう1つ、これは非常に細かいことなのですが、5ページのところのマル13番の避難時の留意事項で最後の2行のところに、服装は上着、帽子、マスクを身につけて皮膚の露出を避けることとありますが、上着を着ていても半袖の上着を着ていたらあまり意味がないので、長袖の着衣、あとはそれからお子さんの場合は夏の場合だと半ズボンのこともありますし、女性の場合はスカートなんていうことも、逃げる時にはないとは思いますが、一応そういうような長ズボンのように皮膚の露出を避けるということですね、これも何で皮膚の露出を避ける必要があるのかが皆さんわかればいいのですが、そういう表現を何か書いておかないと、何となく公共の風俗のためにそんなように書いているように思われてもしょうがないので、やはりヨウ素剤なんかで汚染を避ける意味での注意点として記載してもいいのかなという気がいたしました。

○片桐委員長 どうでしょうか、今の件について。

○事務局 委員の意見を参考に修正したいと思っております。

○片桐委員長 床次委員、どうぞ。

○床次委員 先週福島に行きまして、実際に避難を誘導された役場の方とお話しする機会がありまして、その時に話に出たのが、救援物資が届いて、それを避難されるかたにも配るという時に、ほとんどもう職員だけでやっていたというんですね。負担が大きいのかなということで、何かそういう、例えばそういうものが来たときに、1つの避難グループの中で体系を作って、こういう人たちがそういうお手伝いをするような、なんかそういうのをこういうところに加えるとどうかなというふうに思いました。

○片桐委員長 どうでしょうか。

○事務局 避難の時でも誰かやはりそういうようなリーダーシップを発揮していただける人、当然必要だと考えております。今お話しいただいたことは、たぶん避難所での活動というか、そこにおける体制になるかと思えます。我々今回考えておりますのは、コミュニティをそのまま活かした形での避難ということで考えていますので、そういう意味ではそのコミュニティでリーダーシップをとっていただく方々の役割というのは、だいたい決まっているような形で、そこにいろいろ協力していただく方も同じコミュニティの方ということで、そういうのはわりとやりやすいような形での広域避難ということを前提に考えておりますので、ただ、この今の避難計画につきましては、避難経路とか避難の仕方ということを主眼としておりますので、あくまでも避難施設での対応ということにはまた別途対応していくような形になります。それは例えば地域防災計画の中での注意事項みたいな形になるかと思えます。

○片桐委員長 よろしいでしょうか。今いくつかご意見が出たと思うのですが、基本的には避難計画作成要領として盛り込むべき項目についてはこれまで何回か議論をしてきて、内容についてはご理解をいただけるだろうと思っております。表現ぶりが若干修正が必要であるとか、今後マニュアルレベルもしくは市町村の地域防災計画が策定する中でも明記してもらわなくてはいけない、議論してもらわなくてはいけないものがありますねというご意見があったかなと思いますので、そういうものも含めてこれをベースに前に進めていくということ、修正の細かい部分については委員の先生方から事務局に再度どういう趣旨だったということをお伝えいただいて、それを事務局と私のほうで精査した上で整理をした形で今後市町村にそれをベース

にお伝えをしていきたいなというふうに思うのですが、そういう意味では今、案というふうに書かれている要領については基本的な方向としては了承をしたというふうに捉えたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**浅利委員** 基本的なことを了承したのは構わないのですが、今のお話しだともう1回事務局に今自分が言ったことを全部手紙か何かを書けということですか。それはちょっと、せっかくここに集まって発言しているので、もしわからないことがあったら問い合わせをしていただくというふうにしていただくと助かります。

○**片桐委員長** 了解しました。基本的にはそういうことで結構です。この委員会の場合は、委員の先生方から意見をいただいて、事務局で整理をしていくということが基本ですので、何度もご苦勞をかけるわけにはいきませんので、一度今回の委員会での委員のご意見を踏まえて再整理をしていただく、それを私と確認をさせていただいて、細かい点については再度ご質問をいただいた先生にも確認をしていただくというステップが入るかもしれませんが、基本的な方向としてはそういう形で対応させていただければと思います。よろしいでしょうか。それではそのように取り扱いをさせていただくということで、本件についてはこれで議論を終了したいと思います。

それでは次の議題に移りたいと思います。当委員会の一番の重要なプロダクトと考えてございますけれど、青森県原子力防災対策検討委員会としてのとりまとめ、今後、地域防災計画の原子力編に反映しなくてはいけない事項について、それをこれまでの議論を優先順位とか検討状況等を踏まえて資料としてとりまとめていただいておりますので、それをご紹介をさせていただいて、特に私が気になっているところは、数少ない委員会で全ての項目について深く議論はできていない部分もありますので、今現時点では項目としては掲げられていても、今まで先生方にご意見を伺っていない部分があります。それは事務局として案として今現在こういうふうに考えたいということで今日ご紹介をいただくことになっておりますので、それについては少し他の項目より長い時間をかけても結構ですので、ご意見をいただいたうえで最終報告書にとりまとめていきたいというふうに思っております。それでは事務局のほうからご紹介をお願いいたします。

○**事務局** 資料番号2の青森県原子力防災対策検討委員会とりまとめについてご説明します。委員長からご発言がありましたとおり、当委員会は本日の開催を含めまして残り2回となっております。当該資料は、これまで検討委員会において検討を重ねてきました事項について、こ

れまでのご発言等を踏まえて提言として事務局のほうでとりまとめてございます。この提言を踏まえまして、地域防災計画（原子力編）に反映すべき事項として具体性を持たせてとりまとめております。なお、とりまとめ中のなかに、下線で示している部分については、国において原子力防災対策の見直しが行われている中での検討状況を踏まえた部分であるとか、或いは検討委員会での発言等を踏まえまして県としての考えをとりまとめたものに下線を引いたところで示してございます。

はじめに、1ページ目ですけれど、ここにつきましては、当検討委員会の設置目的、検討の経緯、それから国の原子力防災対策見直しの状況であるとか、4月以降の地域防災計画の見直しの予定等について記載してございます。

2ページ目につきましては、当検討委員会が検討すべき事項について記載してございます。優先的に検討を要する事項として、避難に係る住民対策であるとか、情報伝達について検討を行ってまいりました。結果として検討事項として掲げた検討課題は、ちょっと間口が広い感じではありますけれども、限られた時間の中でこれまであまり深く検討がされてこなかった事項もあることから、今回とりまとめに向けまして、ページでいくと10ページ以降にそれぞれの項目ごとに事務局の考え方を示しております。後ほどご検討いただければと考えております。また、とりまとめに向けまして検討対象となりました事務局が調査しました福島県の富岡町、それから川内村の現地調査結果の概要につきまして、これに追加したいというふうなことで予定してございます。

次に具体的にそれぞれの項目についてご説明いたします。3ページ目につきましては、防災対策の総則的な位置づけとして、国で見直しを行った防災対策を重点的に充実すべき地域及び災害想定について、提言としましては、実効性ある防災体制の整備、確立が重要である旨記載してございます。この提言を踏まえまして、地域防災計画に反映すべき事項として、福島の記事の状況を踏まえまして、地域防災計画の見直しが前提として防災対策を重点的に充実すべき地域の見直しを踏まえた見直しを行うことを反映事項としております。また、災害想定につきましては、福島事故を念頭において過酷事故を想定した見直しを行うこととしております。これまでの委員等の発言を踏まえまして、災害が複合的に発生した場合の防災体制や業務継続計画についても考慮することとしております。

4ページ目は情報収集・情報伝達及び住民等への的確な情報伝達活動についてというふうなことでございます。これは、福島の記事では、ハードとしての通信機器が使用できなかったこと、それからソフトとしての情報連絡体制が確立されていなかったこと等を踏まえた対応の重要性を提言としております。これを踏まえまして、地域防災計画に反映すべき事項としては、これまでの発言等を踏まえまして、複合災害にも耐えうるハードの整備であるとか、ソフトと

して情報連絡体制の確立、それから住民への迅速かつ的確、適切な情報提供のあり方について記載しております。

5 ページ目につきましてはSPEED I について、福島ではSPEED I については本来の役割が担えなかったわけですが、これはシステムが機能しなかったのではなくて、システムの運用上の問題があったことも大きな要因であるというふうに考えるところでありまして、県の考え方としましては、今後もSPEED I の予測機能につきましては、避難等の際には十分活用できるものとして提言としてとりまとめております。

地域防災計画に反映すべき事項といたしましては、UPZ内の避難などについては、国では実測に基づく判断をすることとしておりますけれども、県としてはSPEED I は有効であるとして、この提言を踏まえまして事項について県の考え方を示してございます。

6 ページ目はモニタリングについてでございます。これまでの委員会での発言等を踏まえまして、被ばく防止と避難において不可欠であるとの認識のもと、避難誘導の際の市町村職員等によるモニタリングの実施体制や複合災害に強いモニタリング体制の整備を内容とした提言としてございます。

地域防災計画に反映すべき事項につきましては、モニタリング体制、機器整備等について記載しています。なお、避難誘導時の市町村職員等によるモニタリング実施体制につきましては、項目6番の広域避難、避難計画の項目に記載してございます。

7 ページ目、項目としては5番目になりますけれども、オフサイトセンターについてです。福島の事故では通信の途絶や高線量になったことから、本来の役割を果たすことができなかったことを踏まえまして、代替施設の機能強化について、また、県の原子力防災体制を整理したうえでオフサイトセンターのあり方、機能等について検討すべきというふうな内容になっております。地域防災計画に反映すべき事項につきましても、提言を踏まえた事項を記載してございます。

8 ページは項目の6番として広域避難・避難計画につきましてでございます。これは福島の事故を踏まえますと、市町村の区域を越える広域的な避難となること、それから避難に際しては地域コミュニティに配慮した避難を行うこと、県がイニシアチブをとって調整にあたる必要があること、それから避難計画の周知、啓発が重要であること等を提言の内容としております。

反映すべき事項といたしましては、提言を踏まえた対応や県が作成することとしている避難計画作成要領に関する事項、それから市町村職員等による避難誘導時のモニタリングについて先ほどご説明した避難のあり方、検討プロジェクトチームの最終報告を踏まえた計画的な整備について記載してございます。

9 ページ目、項目の7番目ですが、災害時要援護者について、災害時要援護者につい

では、これまでの委員会での発言等を踏まえれば、その避難方法等については地域全体として計画、取り組まなければならないことを内容として提言してございます。

地域防災計画に反映すべき事項につきましては、これまでの発言を踏まえた対応及び施設に集団で入所している方々の避難については、なかなか対策が進まないことを想定しまして、何かしらのインセンティブのようなものが必要なのではないかというふうなことで、最後のところにその考え方を示しております。

10ページにつきまして、最初に申し上げましたように、検討事項として掲げながら深く検討されなかった事項につきまして県の考え方を記載しております。また、項目の1番から7番に該当しない項目についても県としての考え方を記載しております。災害応急体制の整備につきましては、国では現在、避難、屋内待避及び安定ヨウ素剤の予防服用などの防護対策を判断するための基準等の考え方について検討しているところでありまして、今後、防災指針等に反映されるのを踏まえまして導入することとなることから記載しております。

また、広域的な避難が基本となることから、広域的な応援協力体制の構築が必要であるとの趣旨で拡充強化を図るというふうな形で記載しております。

3つめとして福島事故を踏まえまして、市町村全域が避難対象となることを考えますと、行政機能の移転先についても確保する必要がありまして、広域避難により予め移転先についても定まるものと考えております。しかしながら、移転のために調整事項があるというふうなことを踏まえまして記載してございます。

飲料水、飲食物の摂取制限等につきまして、これは県民の安全を確保するため、飲料水、飲食物の検査体制が重要であること、次に汚染検査とも重複する内容とは考えますけれども、風評被害を未然に防ぐため、被ばく防止のためのチェック体制が重要であるというふうなことで書いております。

次の項目の農林水産物、工業製品等の汚染検査につきましては、風評被害の防止とも関連する事項と考えますけれども、農林水産物や工業製品等の汚染検査を実施する体制を構築することにより、未然にそういったことを防ぐ、それからチェックする体制であるということが風評被害の防止に資すること、また、安全情報の発信に繋がるものであるということを踏まえましての記載でございます。

次の緊急輸送活動につきましては、避難などの際に問題となる交通規制の確保、実施について記載してございます。

次の県民の健康管理につきましては、放射性物質による被ばくを想定した健康管理につきまして、福島での対応を踏まえ記載してございます。

防災訓練につきましては、避難訓練等については既に記載済でございますけれども、福島

事故を踏まえました過酷事故であるとか、複合災害を想定した訓練は必要との認識に基づきまして記載しております。

11ページ目の被災者の生活支援についてでございます。避難が長期化することによりまして、避難所から応急仮設住宅へと移っていくこととなりますけれども、当初考えておりましたのは、避難所の運営であるとか、仮設住宅が課題であると認識していたところでありまして、今から考えると、これらは短期的には重要なことであるとか考えますけれども、これほど長期にわたって避難が続いているというふうな形になりますと、避難者の生業などをどうするかといった生活支援のほうが大事になってくると考えているところであります。このことから、国では今回の福島での対応を踏まえて、原子力災害被害者支援チームを設置する方向で検討していることを踏まえて、県も国が行う被災者への生活支援等に協力するといった内容の記載をしております。

次の学校教育への対応というふうなことで、ここは避難先における教育という観点からの対応という趣旨で課題を提起しております。これまでの被害想定が1週間程度で、これまでの現計画には臨時休校等の措置でよかったことから、今回の福島の事故を踏まえた避難の長期化に対応した学校教育の対応としてのあり方について記載しております。

最後ですけれども、放射性廃棄物の処理についてでございます。放射性廃棄物の処理等につきましては、昨年特別法が制定、施行されているところですが、今後一般法制化する必要があるのではないかという趣旨で記載しております。また、除線活動等につきまして、国であるとか実施主体である市町村に協力するというふうな趣旨で記載しております。とりまとめの説明については以上でございます。

○片桐委員長 ありがとうございます。今、事務局からご紹介をいただいたわけですが、このとりまとめ案が今回を含めて次回も含めて2回検討するわけですが、我々の議論の大きなプロダクトなわけで、今後地域防災計画を修正するにあたって今までの地域防災計画では記述がなかった、もしくは今回の東電の福島の事故を踏まえると、新たにこういうことも付加しなくてはいけないのではないかということで議論をしてきたわけですので、そういう視点にもう一回立ち戻っていただいて、今までの議論の成果が提言としてきちんと表現されているのか、具体的に防災計画に反映すべき事項として項目立てがちゃんとなされているのかどうか、そんなことで再度細かく見ていただいて、ご意見をいただければと思っております。2ページ目に最初に事務局からご紹介があった検討事項の項目ですが、この中を見ていただきますと、例えば最初の大きなマルの4つめの小さなポツで避難者に対する医療対策、スクリーニング、除染、安定ヨウ素剤の予防服用であるとか、3つめの大きなマルの下から2番目の小さなポツ

である原子力災害時の地域医療体制とか、どちらかというところは緊急被ばく医療活動の検討事項かなというふうに思います。地域防災計画には当然これらについても触れられていなくてはならないということですので検討課題に入っているわけですが、ここで十分に検討する体制になっているのか、もしくは県としてきちんと別な枠組みで議論されているのか、これは抜けがなければ私はよろしいのではないかなと思うのですが、浅利先生、何かこの辺でもし検討状況等あれば教えていただければと思うのですが。

○浅利委員 緊急被ばく医療に関しましては、県の医療薬務課のほうでこれからいろいろ検討が進んでいくと思うのですが、今のところ県の被ばく医療の検討の部分では、今の福島の現状とか、今国で出してくる指針についてみんなが理解をしながら、これから検討をしていく段階になるとは思いますので、どちらかというところの県の防災計画が出来上がって、それに準じてある程度やっていくのではないかと考えております。ただ一つ被ばく医療に関して今回国のほうが今原子力安全委員会の被ばく医療分科会で安定ヨウ素剤の予防服用について、ちょっと概念が変わって、今までは集合場所で皆さんに配布をして飲んでいただくということだったのが、今後は各家庭に事前配布をしましょうという基本方針が打ち出されていますので、そういうふうになるとだいぶ話が変わってきますので、そのことも今のうちから各市町村が大変な思いをして準備しなくてはいけなくなりますので、地域防災計画の中にそのような、具体的なことまでいかななくていいと思うのですが、事前に各家庭に配布をするというようなことも方策としてあるんだというのをに入れておいたほうがいいのではないかと思います。

それからスクリーニングに関しましても、いろいろ意見があって、福島は緊急のためにああいいう10万というのをやったという話になっておりますが、最近、被ばく医療分科会のほうでその辺の整理がやっとされました。ですのでやはり目的に沿ったスクリーニングをするんだと、汚染を広げないためなのか、本人の将来のためなのか、もしくはヨウ素剤を飲むためのスクリーニングなのかと、そういう目的をはっきりさせた形でやっていくことになりますので、これは防災計画にはたぶん目的に沿ったスクリーニングを行うことというぐらいのものでしかないと思うんですけど、一応そういうこともご理解いただければいいかなと思います。大まかなところで以上です。

○片桐委員長 ありがとうございます。やはり原子力災害で緊急被ばく医療というのは切り離すわけにはいきませんので、防災計画をこういうふうによく議論する場でまったく触れないということもおかしいというふうに思います。要は、他の部局がやっているからそこにお任せよということではよろしくないかなと思いますので、緊急被ばく医療についての基本的

な考え方として国の動向を踏まえて、現時点でどういうことに配慮すべきだろうということも少しどこかで明記するようにしていったらいいかなと思います。それから最後の部分なのか、それとも大きな項目として掲げるのかはまたこれからご意見をいただいて少し整理をしていきたいなと思うのですが、項目として緊急被ばく医療自体があまり大きくここに掲げられていませんでしたので、そういうことも含めて今後議論していきたいと思います。先に緊急被ばく医療の話をしてしまいましたけれど、何か、どんなことでも結構です、これが我々のプロダクトということで責任を伴いますので、そういう意味では先生方に深く読んでいただいてご意見をいただければというふうに思います。

久松委員、どうぞ。

○久松委員 まず、マル、ポツは非常に言いにくいので、数字とか言いやすいほうがいいと思います。

マルの3つめ、汚染検査のところですが、どこでだれが検査するのかが、という点には全く触れられていないのですが、この辺りの考え方がどういうふうになっているのかということをお伺いしたいのですが。

もう1点ありまして、9ページに災害時要援護者についての提言としては、平常時から意識的な準備、対策を講じておく必要があると記載していて、8ページのところの反映すべき事項のなかの4ポツめで、助言するとなっていて、その辺りのことを踏まえましてどういうふうに考えているのかご説明いただきたいと思います。

○片桐委員長 2つご質問があったと思います。1つめは10ページ目の大きなマルの2つめと3つめの飲料水、飲食物の摂取制限、あと農林水産物、工業製品等の汚染検査のところに記述がある迅速に検査できる体制に基づき実施するというのは、どこがきちんと責任を持ってそういう体制を整備するのかということ、2つめは9ページの災害時要援護者のところで、助言とはどういうことを指しているのかというご質問だったと思いますので、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○事務局 1点めの摂取制限、それから汚染検査の体制の主体につきましてというふうなことですけれども、基本的には県でやることを想定しております。といいますのも、今回の福島の事案を踏まえまして、農林水産部では、出荷するにあたりまして機器等を整備しまして、サンプルの検査をしているということもありますし、それから水についても調査をしているというふうなことがありますので、一応県が主体になってやるというふうなことで想定して書いて

おります。

○片桐委員長 はい、どうぞ。

○久松委員 そうしますと、たぶんモニタリングについてという6ページ目のところにモニタリング体制の整備というのが入っていたほうがいいと思う。

6ページ目には、至急、避難するためのモニタリングと、ある程度治まってからの2段階めのモニタリングと、その辺りに飲料水と飲食物の検査体制について書くと。そして、6ページの④の提言については、1段階めのモニタリングについては、読めるんですが、2段階めのモニタリングについては読めないで、読めるようになっていないといけないと思う。

○片桐委員長 事務局、よろしいでしょうか。久松委員のおっしゃっているところは私も同感でして、どのタイミングで何をやるかということはちょっと別にして、県として今回のような災害対応を考えた時に、住民の被ばく防護という観点からのモニタリングもあるでしょうし、内部被ばくを考えれば農林水産物、飲食物の摂取制限に係るモニタリングは当然あるわけで、そういうものをきちんと縦割りで役割分担できているというふうな仕組みも実はあるんだと思うのですが、抜けが出てしまうようなことではやはりモニタリングとしては災害対応上まずいかなというふうに思います。そういうふうに考えますと、今規制庁の議論の中で指令塔機能というようなことが先行して議論されておりますけど、やはり初動として実際は相当程度、県がしなくちゃいけない、その時に空間線量とか大気中のヨウ素だけではなくて農林水産物、飲食物、ついでにいうと工業製品なんかについても、今後どういう展開が予想されるのかということとちゃんと意識したプログラムを作って対応しないと、結果的には、後手後手になってしまって非難を受ける、非難を受けるというよりはやはり対策としてまずいわけですので、そういうことがきちんとできるような仕組みをモニタリングという項目の中に盛り込むのか、きちんと明記されていけばよろしいんじゃないかなと思います。それが結果的に言葉としてここに書かれていませんけど、風評被害の対応にも繋がってくるということだと思いますので、文言と表現の置き場所をどこにするか少し考えて、また次回でも議論すると思うんですけど、事務局のほうで考えていただいて、モニタリングの体制をきちんと実際としてやるべきところの業務の範囲の中で整理をしていただくということが必要じゃないかなというふうに思いますのでご検討いただきたいと思うのですが、ちょっと勝手に申し上げましたけど、事務局のほうで考えがあればお願いいたします。

○事務局 事務局のほうから一言、そのモニタリング体制につきましても、実は国のほうでモニタリング指針の改定ということで、これから実際の作業が始まると思うのですが、まだ方向性というのは見えておりませんで、ただ、モニタリングにつきましては指令塔の役割を果たすと、じゃあ国と県がどういう役割でやるのかということはまだ明確にされていませんが、今までのモニタリング計画ですと、第一段階のモニタリング、第二段階のモニタリングというふうに分かれておりまして、確かに最初はその被害の状況の把握ということで第一段階のモニタリングの中で環境試料も含めてやることになっています。その段階では、摂取制限のところまでは把握するような形では今計画上はなっておりますので、環境モニタリングの第一段階でも我々は環境試料につきましてもある程度はやりますが、詳しく全部の農作物とか、全部をやるというわけにはいきませんので、ある程度抜き取りみたいな形になります。最終的に出荷制限とかかける時には、やはりその多数の農作物ごとにモニタリングをすることが必要であります。そうしますと、我々県の中でも手数というのが、我々のほうは第一段階のモニタリングとしてやりますが、農作物につきましてはやはり農林部の協力を得ながらとか、それから飲料水につきましてもその担当である健康福祉部の協力を得ながらと、県の中でもいろいろ協力、横の体制のつながりも強化しながらモニタリングをやっていく必要があるのだろうと思っております。その辺、それから量ですね。どれだけの量がモニタリングとして今後必要になってくるのかということもたぶんモニタリング指針のほうでわかってくるのだとは思いますが、一応県の考え方としては、できるだけ県で対応できるような、抜けがないような、まず深くやれなくても広くはとにかくやる、第一段階のモニタリングはやると、第二段階後につきましては、今回の福島の事例もありましたけれども、県だけでは当然できませんので、国とも協議しながら他の自治体の協力を得ながらやっていくようなことになるかと思っております。その辺はやはり国との調整、協議もしながら今後の国の体制というか考え方も見据えていきたいと考えております。

○片桐委員長 久松委員、よろしいでしょうか。

○久松委員 ということは、モニタリングできる体制というのは、6ページのポツの4のところ、ある程度カバーできると考えているということでよろしいでしょうか。わかりました。そういうことであるならば…。

ただ、10ページの摂取制限と農林水産物、工業製品の汚染検査というところになってくると、どうしてもこれは2段階めのモニタリングになるのかなと思うので、おっしゃった説明で理解できないこともないのですが、その辺りも含めたモニタリング体制をどう構築するか。6

ページ目のところでは、体制を構築する必要があると書いていますので、この体制を意味しているを読むということなのでしょうか。

○片桐委員長 今、すぐきっと回答できないんだと思います。いわれていることは事務局も理解をされていると思いますし、モニタリングという一括りでもし書くんだとしたら体制という表現だけではなくて、もう少し表現ぶりを深くして書いたほうがいいだろうというご質問だったと思いますので、まだ今回だけではなくて次回もありますので、今現時点で事務局が捉えたところに違いがないかということをお出しいただければというふうに思います。

○久松委員 読み方としては、④のなかの体制を整備するということでも十分かなと、ありかなというふうに今思ったものですから、もしそれで読めるのであるというならば、第1段階の、という言葉をごどこかに入れてもらえればと思って今の話を伺いました。それからもっと、そうでなくて、第2段階もということであれば、全体、④を膨らませてということになるのではないかな。

○片桐委員長 事務局、今後の対応についてよろしいでしょうか。

○事務局 はい、わかりました。その辺ですね、やはり県の体制がとれる部分と、それから次の例えば撮取制限ですと県だけではだめな部分もありますので、その書き方もちょっと検討したいと思います。

○片桐委員長 今の件に関連して、基本的には県の災害対策本部の活動の中で、どの部が責任を持ってやるかは別として、きちんとこれらの項目について抜けがなく対応ができるようなことがやはり求められているわけですね。それを国の仕組みの中で今検討されるからそれを待ちだということだけではなくて、自分たちでこういうことまできちんとやるよというのを整理して、国の今後の検討に国の責任でここまでやってもらいたいというものをきちんと伝えていかないといけないだろうと思いますので、今表現ぶりは再検討していただくと、それは必要だというふうに思いますし、私が今申し上げたようなことについても今後抽出していただければなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

他に何かご意見ございますでしょうか。

○事務局 2点めの要援護者に対する助言の表現につきましてですが、これは県の立場として、災害時要援護者の避難についてはまず市町村がやるということが一応前提として掲げておきまして、県としては支援とか助言とか、そういうふうな立場でしか、もっと本当は積極的に対応していくべきだとは思いますが、防災計画に記載する内容を頭に思い浮かべながら書いているものですから、そういうふうなことを踏まえますと、助言とか支援とかそういうふうな表現というふうなことで、ここの部分についてもそういうふうな表現で今のところは考えておきまして書いております。

○片桐委員長 おそらく久松委員のおっしゃりたかったことは私も感じるんですけど、基本的には誰かの責任でやるんだから、ちょっと遠くで見ているだけだよという感じが非常に強くて、やはりもう少し市町村がこれから自分たちが本当に自分のために計画を組んでいかなくてはいけないという時に、じゃあどうしていったらいいのかというのは非常に悩むのだと思うんですね。国と県との関係も同じでして、きちんと示すところが示してあげないといけないだろうと思いますので、少しちょっと引き気味の表現になっているということが気になっていて、もう少し具体的に何か表現できるところは表現してあげたほうがいいんじゃないのかなというのは私も印象として持ちました。久松委員はそんなご趣旨だったと思うのですが。

○事務局 おっしゃることは十分理解しておりますので、ちょっと表現、例えば助言だけではなくて検討するというような言い回しもございますので、そこら辺はやはり県が主体性を持ったような書き方とか、ちょっと検討していきたいと思っております。

○片桐委員長 できるだけ具体的にということ念頭に、検討するで終わっても結構だと思うんですけど、それをよろしくお願いをしたいと思います。

浅利委員どうぞ。

○浅利委員 9ページ⑦の災害要救護者のところなんですが、避難する時にコミュニティと一緒に行動するという大原則はよくわかりました。家族と子どもと一緒に避難できる方策という表現が初めのポツのところに書いてありますけれど、これはその後学校などにおける避難誘導等の対応などについて考慮するとあるのですが、学校にいる子どもの場合は親が迎えに来るのを待ってから避難するという意味合いなのか、それとも学校単位で場合によってはバツと逃げるといった意味なのか、両方ともとれるような感じであって、両方あっていいんですけど、だとしたら今度逆にそういうことがわかるような書きぶりにしていただくのがいいのか、基本

的な方針はどういう形になっているのかまずお聞きしたいと思います。

○片桐委員長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 この表現は、浅利委員がおっしゃるとおり最初の基本的には保護者の方が学校に迎えに行って、そこから避難する、そのやりとり、その調整について検討するというふうな意味合いで、学校単位で避難するとかというのは想定はしていないというのが。

○浅利委員 そのこのところは僕は全く反対の意見で、逆に今回のことで、結局親が来るのを待っているとか、そういうことで非常に時間がかかってしまったりもしていますので、例えば津波のような同じような災害の時には学校が安全を確保するために行動するというふうになっておりますので、親がすぐに迎えに来られる子どもはいいですけど、迎えに来られない子どもが出てきた場合、学校でずっと待っていて、その間に上空をブルームが通っていくということがあるかもしれませんので、そこはある程度柔軟性を持たせて、基本原則はコミュニティで、親と子どもは一緒にはいいんですけど、すぐ避難する必要がある時には学校が、このためには逆に市町村ごとに自分の学校はどこの学校に逃げるということを予め決めておいたりすれば、そこに親はただ学校に行くよりは逃げる先に迎えに行くというのでもいいのかもしれませんが、逆に今回は実際に事例を見てみますと、学校はどこに行く決めておいて、危ないと思ったら学校の校長先生の指令で子どもを全部避難させてしまおうと、それでもいいんじゃないかと思うんですね。そうすると親はそれでうちの子どもだけ避難させるのはけしからんということはずまないのではないかと、子どもが一番大切だという考えで、子どもを避難させてくれるなら、ちゃんと責任を持って運んでくれるならいいよというのではないかと思うんですね。ちょっとこのところは、コミュニティで一緒に行動するというのは賛成なのですが、ちょっともう1回考えていただきたいなと思いました。

それからもう1つ、よろしいでしょうか。次のページの10ページのところの下から2番目の大きいマルです。県民の健康管理というところがありまして、県では市町村と連携し、避難者に対する避難行動の記録や食事の状況などの調査などをして県民の健康管理に努めるという大きい文言があるのですが、この読み方をすると、健康管理というのは、たぶん線量管理も含めた被ばく線量を含めたことでの避難行動の記録というのが出てきているのかなと思うので、だとしたら逆に今回の福島、今線量管理、200万人の人口の県民の線量管理、それから内部被ばくの管理、非常に苦勞されていますので、予めそういうことをこの健康管理というのは、ただ普通の健康管理ではなくて、被ばくの線量管理及び内部被ばくのことも含めての線量管理にも

努めると入れておいたほうが各市町村が準備を始める時には参考になるのではないかと思います。これもご検討いただければと思います。

そしてもう1つ、これは私自身入れていただくべきなのか、それとも入れないほうがいいのか、県の防災計画という意味ではわからないのですが、原子力安全委員会が「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」というのを11月17日に決定されて出されて、その中で留意事項というところに、原子力施設の安全を確保する一義的な責任は事業者であり、事業者において事故を起こさないように努力することが何よりも重要であるが、事故は起こるものと想定して一緒に準備をなささいというようなことが書いてあります。今まで我々はどちらかというと、事故はあまりこういうことまでは起きないという想定を考えていたので、やはりこれは非常に大きなことだと思います。この文章では、地域防災計画の策定に際しても事業者は積極的に協力することが必要であるというような文言で書いてありまして、やはりこういうようなことも防災計画に入れて一緒になってやっていくということもいいのかなと思いますし、逆に県の文章としてはそぐわないのかなと、その辺はちょっとわかりませんので、県の立場でご検討いただきたいと思います。非常にこの文章はインパクトのある、事故は起こるものとの想定してとまであえて書いてありますので、一つご検討いただきたいと感じました。以上です。

○片桐委員長 ありがとうございます。3点あったと思います。順番にちょっとお考えをお話いただければと思うのですが、1点めは災害時の要援護者として児童がやはり対象となるべきだろうという意見は前にもあったかと思うのですが、実際に避難をしていただくような状況が生まれた時に、家族を大前提とした表現に今なっているのはそれでよろしいのかというのが1点、関連して11ページの学校教育への対応、これは長期にわたるところの対応の表現しか書かれていませんので、避難というような初期対応の時の対応のあり方と長期にわたる対応について、場所もちょっと違うものかもしれませんが、あわせて1点めについてはどうふうな対応で臨むべきかということを少し現状のお考えをお示しいただければと思うのですが。

○事務局 1点め、学校での避難ということで、これは避難までの時間とか、やはり事故の進展状況にもよると思うのですが、時間に十分余裕がある場合とない場合、当然ない場合には浅利先生がおっしゃるとおり緊急にやる場合が必要となるかもしれませんが、その場合でも親御さんのほうにどういう連絡の仕方をするか、もう逃げたよときちんとわかるような情報でないといけないので、その辺は基本的には時間がある程度あるような形ですと我々今考えているよ

うな一旦保護者に引き取ってもらうという形があります。状況によってはやはり浅利先生がおっしゃるような緊急的な対応というのもあるかと思しますので、そこは柔軟にできるようなことにしたいと思います。

○浅利委員 たぶん福島の事故を考えますと、緊急的に急いで逃げなくちゃいけないということが初めて起きてしまったので、やはりその部分はちょっと入れておかないと、なんで修正したのか意味がわからなくなっちゃうと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○片桐委員長 その部分は今すぐ答えは出せないまでも、県の中でちょっとご相談をいただければなと思います。

2点めは健康相談のところですね。県民の健康管理のところ、これは浅利先生がおっしゃるとおりで、実は線量をきちんと再構築していくにあたって、どういう行動をしたかとか、その時の被ばくの状況として場の線量環境がどうだったかとか、福島はまさにその状況だったんですね。それをやはりきちんと検討して、なおかつ長期の健康管理という意味ではやっていかななくてはいけないことですので、それをどこまでどういう表現を入れるかということは少し検討が必要だと思うのですが、今のところあまり内部被ばく管理等についてはあまり触れられていないので、それについてどう考えていますか。

○事務局 浅利委員がおっしゃるとおりでして、福島で今やっている線量管理についての趣旨で記載したものでございますので、わかりやすいように被ばくのためであるとか、内部被ばくにも努めるというふうなことで、そういったわかりやすい表現に変えたいというふうに思っております。

○片桐委員長 わかりました。それと3点めは、これは表現ぶりをどうするかという検討もしなくてはいけないのですが、地域防災計画としての性格としてどこまで記述するのかということで求められる要件があると思うのですが、事業者の役割の部分についても踏み込んだ表現をするかどうか、その辺は今後の、マニュアルレベルなのか、それとも地域防災計画なのかというところの判断が分かれるかと思しますので、今日ここですぐに答えというのではなくて、そういうことに対してどういうふうに捉えたらいいでしょうかというご意見だったと思いますので、今後の整理に活かしていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

その他、何かございますでしょうか。どうぞ、久松委員。

○久松委員 蒸し返しで申し訳ないのですが、先ほどの学校等における避難誘導等の対応について考慮するというところですが、この文章を素直に読みますと、家族と子どもと一緒に避難できる方策、学校等における避難誘導等の対応について考慮するという文章ですので、浅利先生がおっしゃったような読み方もこのままでできるのではないかなと思うのですが。これでまだ足りないということになればまたもう少し書き加えるということにはなろうかと思いますが。今の事務局の説明からすると、そうじゃないというご説明だったのですが、読み方としてはそういう読み方はできるように思います。

○事務局 ありがとうございます。確かにそういう読み方はできますけど、もうちょっとやはり浅利先生のご意見がありましたので、詳しくというか、もうちょっと具体的に書こうかなと考えております。

○久松委員 この種のものに、そこまで具体的にに入れるかどうかも含めてご検討いただければと思います。

○片桐委員長 ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。これは地域防災計画そのものではありませんので、地域防災計画を今後整理していくにあたって、必要な事項を忘れちゃいけないよという項目をきちんと洗い出しているつもりでいるんですね。ですから表現として読めるということが、ある方が読むのと読めないのとでは、趣旨が違つたとらえ方をされるのではまずくて、県としてはここはできるだけ、なおかつ我々のプロダクトでもあるので、できるだけ趣旨を反映したものとしてここに書いていくということは大事かと思っておりますので、事務局と相談をしたいと思っております。

他に何か。恒吉委員、どうぞ。

○恒吉委員 5ページのSPEEDIについてでございます。地域防災計画に反映すべき事項ということで、SPEEDI情報の入手ということを記載されてございます。今回の震災以降、SPEEDIシステムが持っている課題等について、今後その課題を克服すべく、計算領域の拡大、それからSPEEDI計算に必要な情報が得られなかった場合の対応、それからSPEEDI計算結果の表示方法をどう公開していくかといったようなことも検討してございます。今回のこの資料を拝見させていただきまして、今後のSPEEDIについての活用という観点で関係機関との調整のうえということは記載されておまして、これはぜひ私どももSPEEDIを担当する機関といたしまして、ぜひ協力させていただきたいと考えてございます。

それから1つお聞きしたいのは、簡易な評価システムの活用ということを記載されていますが、簡易な評価システムというのはどういったものをお考えになっているのか、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○片桐委員長 事務局よろしいでしょうか。

○事務局 現在簡易な評価システム、予測のシステムですけれども、これにつきましては県自体は持ってございません。聞きますところでは、事業者さんはシステムをお持ちだと、独自のシステムをお持ちだということがございますので、場合によっては県としても簡易的にできるような、市販のソフトを組み合わせた形の、まさしく簡易だと思うのですが、そういうシステムを補完するような、SPEED Iを補完するような形のものを用意しておく必要があるのかなとも今は考えております。

○恒吉委員 わかりました。ありがとうございます。

○片桐委員長 その他、何かございますでしょうか。田村委員、どうぞ。

○田村委員 私のほうは防災の観点からということで、この見直しの方針みたいなものをどうされるのかな。最終的には防災会議のほうでお決めになるというふうに思うんですけども、今この例の置いていただいている資料の前というか今の対策編を見せていただいているんですけど、これ基本は単一の事故を想定して書かれているのかなというふうに読みました。それ以外については地震編を見なさいというふうに書いてあって、いわゆるここにいわゆる例えば避難所どうしましょうとかっていう項目もあって、お互いに使いながら総合的にやっていくというような今までは形になっていると思うのですが、今回一番問題だったのは、地震が起こって自然災害によって事故が引き起こされたという事故プラス自然災害という複合災害という形で実際に発生してしまっ、今後もそれはあり得るだろうというようなお話しになっているということで、複合災害というところを一つどういうふうに記述をされていくのかというのがすごく興味があるところです。できれば私個人的にはぜひ踏み込んで書いていただければいいのかな、少なくともこの原子力編のところには自然災害によって地震災害が引き起こされて事故が起こる可能性があるんだということはお書きになるという決意のところは先ほどのところで伺ったんですけど、全体の構成自体がちょっとわからない。というのは、例えばこの中に地震編の中に、今までは避難はこうしましょうとか、それから避難所はこうしましょうということ

は使って原子力編の場合もやると書いてあるんですけど、複合災害になって、かつそれは基本的にたぶん広域災害になりますよね。そうするとやはり避難の考え方も、それから例えばその後の対応についてもずいぶん考え方を抜本的に見直さなければいけないというふうに思うんですけども、それを新たに今津波編が新しくできたように、原子力編ということで新たにおこしてお書きになるのか、それとも地震と援用しながら2つで1つよみたいな形でお示しになるのかというところが非常に最初に県民に対して示さなければいけないんじゃないかなあというふうに思うところです。私のお薦めとしては、ぜひ踏み込んでいただいて、今回の災害を受けて自然災害のみならず、いろんなものと原子力の事故というものは複合で起こる場合があつて、そういう場合には広域かつ対応も、今様々話題になっているモニタリングなんかについても継続的に広域に実施しなければならないというところを踏み込んで書かれてはいかがでしょうかというところが1つになります。そう思ってこの中身を詳しく見ていくと、いわゆる予防はある程度書かれていて、応急はある程度書かれているんですけど、復旧編がすばらしいことに2ページくらいしかなくて、それは当たり前なんです。今までそういうことが想定されていなかったもので、なのでこれは追っかけて即改定するというよりも、福島状況を見せていただきながら順次膨らましていくんだという方針でも私はいいいんじゃないかなあというふうに思うところです。ただ、新しい課題として出始めているのが県外避難の問題であったり、県外避難者を皆様方としてはずっと継続的に見守っていくのかどうかみたいな方針についてはいずれ話し合っていかなければならないというふうに思います。福島原発の被災者って全県に渡って避難をしているような状況で、今なかなか数も掴めず、それがいつまで福島県が面倒見ていくのかというのもあやふやな状況で、原発をお持ちのところから声を上げていただいて、広域災害における災害救助法なんかの考え方についても書いていただけるようなところを一つ打ち出させていただくのがいいんじゃないかな。今のところ言えるのは原発をお持ちのところしかございませんので、そういうのもぜひやっていただいたらいかがかと、これお薦めでございます。

それからせっかく地震編を見てすごくいいなあと思ったのが、総則があつて、普通だと予防、応急、復旧で終わるんですけど、その前に防災組織というのをわざわざお立てになつていて、関係機関のことを明記されているというのは非常によいというふうに思うんですね。先ほど来議論になっている、例えば市町村の役割であるとか、それから例えば関係機関、さっき災害時要援護者のことは全然直接はできませんというふうにおっしゃっていたんですけど、直接支援と後方支援というのがあつて、後方支援というのは関係機関ですね、例えば福祉の協会だとかに働きかけて調整したりするようなことは県でしかおできにならないと思うので、そこは直接支援と後方支援を分けて書いていただいて、その中で連携していくような体制というのをできれば防災組織のところ書き込んでいただくと、原発はずっと膨らんでいくんじゃないかなと

いうふうに思うところです。

最後に被害想定を見直されると事故のところも見直されるんですね。なので、そのあたり外力についても見直しが行われれば計画全体が改定されていく、だけど全部が出揃うまで待っていると県民のためにならないので、あるところから改定されるということについては非常に賛成ですので、できたら少し大きな目で見えていただいて、なんか方針を打ち出していただけるとよいのかなというふうに思います。

○片桐委員長 ありがとうございます。複合災害の話は第1回の委員会の時から項目としては当然大前提として出ていて、なかなか話が難しいこともあって、いつの間にか後退してしまっているところもあるのですが、これはものすごく大事なことだと思いますので、今回我々がこういう検討会で検討してきている大前提は何なのかということをしきんとお示ししなくてはいけないですし、県としても県民に対して示すということは大事なかなというふうに思いますので、今の田村委員のご意見に対してどういう方向で考えていくということを少し現状で結構ですのでお話いただければと思うのですが。

○事務局 まず複合災害について、原子力編にどこまで書き込むかという話でございましたが、今現在我々複合災害を想定した地域防災計画というものは、そういう組み立てでは実はやはり考えていない。ただ、原子力災害が起こる要因としてはやはり複合災害に起因する要因が大きいだろうということで、複合災害が起きた時を想定したうえでの情報の取り方、多重化した方策だとか、そういうような個々の項目の段階で複合災害が起きた場合でも対応可能なような対応をとるといような考え方で防災計画（原子力編）も修正になると私は今考えておりました、特に複合災害ということで防災計画を組み立てるといふふうには今のところ考えておりませんでした。

それから県外への避難ということで、広域的な避難ということで、広域の救助法の制定みたいなお話もございました。確かに大きい話でございます。県によっては確かにとどうか、現実として県をまたいで避難せざるを得ない状況というのは出てくるかと思えます。ただ、我々防災計画を作る中で、今のところ検討している中で、30キロのUPZということ考えた場合、一応県内での対応で今考えておりますので、先生のおっしゃることは確かに全体的に見ると非常に必要なことかと思えますが、我々地域防災計画の中でそこまでは今のところ考えていないという状況でございます。

○田村委員 そうですね、たぶんそうだと思うんです。国もまだそのところを打ち出せて

いないので、先に進んでということはないかと思うんですけど、今答えていただいたところについては、全国の県の中でそういう原子力をお持ちの中で委員会みたいなものがあるんですよね。何かあるんですか、一緒に会議をされるような、そういう場で何かひとつ考えていかないと、やはり事故が起こってから福島県が大変な思いをされた教訓を踏まえて、やはり原発を抱えてられる県同士が何かこうひとつ示していられないといけないのかなあというふうに思いますので、ぜひそれはどちらかという要望で、ここの提言に入るかどうかわからないですけど、ぜひ取り組んでいただけたらいいのかなというのがひとつと、わかりにくかったかもしれませんが、復旧、復興のところについてはやはり薄いので、ぜひ今の福島の状態を踏まえて、モニタリングもやりなさいとか、除染のことももっと続けてやりなさいとか、いろいろ先生方おっしゃっていただいているので、そこをぜひまとめて入れていただきたいというのはぜひやってくださいというのと、それからあと連携機関のことですね、市町村だとかの役割だとか、あと県が調整しますよみたいな後方支援と直接支援の分け方で、後方支援はいくらでも県はやりますということを書いていただきたいことは実現いただければという意味でした。

○事務局 機関の役割についてはおっしゃるとおりだと思います。防災計画復旧編につきましては、確かにおっしゃるとおり、国で示している地域防災計画の鑑みたいなのがございませぬけれども、その中でも実はやはり復旧対策編というのはあまり考えていない、先ほど浅利先生もおっしゃっていたとおり原子力災害というのはあまり考えていなくて、例えば防災訓練にしてもある程度の事象は進んだ段階で復旧するもんだというような考え方で実は来ておりました。今回、実際に事故が起きて、どんな復旧対策が必要なのかということもだんだんわかりつつありますので、それが具体的に今度は入ってくることになるかと思ってございます。

○片桐委員長 要望と難しい課題としての大前提として今後どうしていくべきかというお話しをいただいたと思うのですが、実は複合災害という言葉の捉え方なのですが、確か数年前中越地震があった時も国としても複合災害の対応をどうすべきかということも議論したのです。ただ、その時の整理が、自然災害と原子力災害は今本部体制が別になっているので1つにしたらいいのではないかと話しかなくて、本質的なところでの両者が関係し合う、どういうケースの場合はどういう対応が求められるかということまで踏み込んでいなかったものだというふうに記憶していますので、そういう意味で県として、県単独ではそういうことを、じゃあこういう姿にしてくださいというのは示しづらいというところもあろうかと思っておりますから、今後を見据えて他の原子力立地県、原発協等々を通じながら、そういうあり方について国に提言し、国でも議論していただくようなことを明記するか、もしくは複合災害として捉えるべき

ところとしては今後のベースとしてそこを前提としているんですよということをきちんとした上で報告書にとりまとめていくということが必要かなというふうに感じましたので、また最終案として議論がありますけれど、その間やりとりをしながら少し整理をしていくようにしたほうがいいかなと感じたところです。よろしいでしょうか。

他に何かございますでしょうか。ちょっと私から1点だけ、その他の項目の中に防災訓練の言葉が1行書かれているかと思います。過酷事故や複合災害を想定した訓練を実施する、これはこのとおりでいいのかなと思うのですが、実はよく考えてみますと、今の原子力災害の訓練についても本来我々がどういうことが求められているのか、それが国レベル、県レベル、市町村レベルでそれぞれの役割というのが決められて地域防災計画というのが作られ、なおかつマニュアルが作られているので、それをきちんと検証し合う訓練になっていたかどうかということとを少し反省しなくてはいけない部分があるかと思うのですね。当然、全部を1つの訓練として、姿として、それを検証するというのはできないですから、訓練そのもののあり方についても実動を伴うところの訓練であれば例えば時間のファクターで管理することがきちんとできたかどうかとか、ある基準をもって検証していく、意思決定をする部分であればちゃんと意思決定者が少ない情報の中でも判断できるかどうかということもきちんと判断する、そういうことが自分に求められているということを理解する訓練でないといけないのだらうと思います。なかなか実態として組む時に難しいというところもあるのですが、そういう訓練のあり方というものをちゃんと認識をして今後構築していかなくてはいけないので、訓練を実施するというだけではなくて、訓練は誰を対象としてどういうことを目的とした訓練かということもちゃんと整理した上で必要な対応能力のチェックができるようなものとしていくということは最低限書かなくちゃいけないのだらうかと思っています。書くと同時に、逆にそれがオブリゲーションとなるので、これはやっていかないと最終的には県民からはなかなか納得はいただけないのではないかなというふうに思います。

先ほど復旧の話がございましたけれど、訓練も初期対応の訓練で一生懸命やるということはよくやられるんですけど、事後対策というフェーズになるとほとんど国内ではやられたことがなくて、海外なんかだとやっている事例がありますので、そういうことを情報としてきちんと入手して、どのフェーズの訓練をやっていくことがどういうことに繋がっていくんだということがわかるように、あまり初期対応だけに限らず全般的に見て、ということが大事かなと思いますので、そんなことが読めるように少し表現をしていただければなというふうに思います。

他に何かございますでしょうか。かなりいろんなご意見が出て、今後の修正が少し大変な部分があると思うのですが、実はご意見の中には特に国にこれを提言、今後調整してくださいということで国に対して要望するという事項についてあえてなかったのですが、この報告書にま

とめていくというプロセスの中では、県でやれる部分と、これはもう国にきちんと行ってなくてはいけないので、青森県さんだけではなくて他の県も含めて同じような視点で言っとくべきだろうというような項目については、最終的にそういう国に対して要望すべき事項というのはどこかに明記されなくてはいけないのだらうと思います。それがすぐに答えが出る部分ばかりでは決してないと思うのですが、自分たちがやることはきちんとやる、なおかつ国に対してもこういうことを言うていくということは忘れてないよということもこの提言の中では示していくべきかなと思いますので、どこに書くかはちょっとご相談をしたいと思うのですが、最終的には報告書の中に入れていただくということでぜひお願いをしたいと思います。そんな観点から、今日の委員会の中で何かそういった視点でご意見があれば、今後まとめていくにあたって非常に参考となると思いますので、ご意見をいただければと思うのですが何かございますでしょうか。特にございませんですか。今すぐ気がついたところとして出ないかもしれませんが、あまりこれから整理するのに時間的な余裕はないのですが、次回で最終的な提言報告書ということになりますので、その間、今日もいろんなご意見が出て、捉え方も完全に捉え切れていない部分もあろうかと思っておりますので、再度、特にあまり十分に検討されていなかったことについてのご意見であるとか、大前提として複合災害を捉えた時の今後のあり方についてどこまで記述することが適切なのかといったところの、そういったご意見を事務局のほうに提示いただいて、事務局のほうでさらに整理していただくということにできればなというふうに思います。お忙しいとは思いますが、ぜひそこまでやっていただければ事務局としても整理がはかどるのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは他にご意見がないようでしたら、これで今日の議題については一応全部終了することになるのですが、事務局のほうからこれで終了したいと思ひますけどよろしいでしょうか。

それでは今日の議事をこれで終了させていただきたいと思ひます。

片桐委員長、ありがとうございました。これをもちまして第4回青森県原子力防災対策検討委員会を閉会いたします。次回開催につきましては、日程調整のうへ後日事務局からご連絡いたします。年度末の大変お忙しい時期となりますが、ご出席くださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。